

区役員会からのお知らせ)

H28.6.18

○「産廃問題」について

・八名区長会として対応することを確認。悪臭が発散したことを踏まえて「愛知県環境部による住民説明」を実施するよう八名区長会から県に要望書を提出することについて、6/11に区長会長から各区長に提案した。各区の了解を得た上で県に提出する予定。

・「説明会」では、許可内容に応じた個別具体的な検査・指導の実施を改めて要求し、悪臭が発散した原因の解明と、悪臭を発散させないための対策を求める。県への質問事項を事前に送付する。

・市に対しては、真摯に市民に対応すること、臭気規制の早期改正を求めるとともに、現在行っている環境測定を定期的なものから、悪臭発散時に即時対応できるものに変更することを求める。

(県環境部への事前質問(案) )

- ・発酵期間の管理方法(“ロット管理”)の具体と処理能力の計算方法について(\*)
- ・建物の気密性と脱臭装置及び水処理について
- ・「品質管理基準」と発酵期間の妥当性(実績)及び原材料について

・6/15, 区民から5/18以降の悪臭被害について報告がありました。深刻な状況です。

5/18(水)18:30頃, 5/19(木)10:00頃, 5/20(金)10:00頃, 5/22(日)15:00頃,  
5/28(土)18:30頃, 5/30(月)06:10頃, 5/31(火)午後,

---

\*具体的な例) 県が開示した資料では、処理能力を、一次発酵槽の総堆積容量  $2,540 \text{ m}^3$  を発酵期間 20 日間で除して  $127 \text{ m}^3/\text{日}$  としている。一方で、パナソニックが作成した「処理フロー」では発酵期間を「投入から 10 日目の原料よりカウントする」としていることから、ひとつの発酵槽(堆積容量)  $846 \text{ m}^3/\text{日}$  ( $2,540 \div 3$ ) を 10 日間で満たすとして  $85 \text{ m}^3/\text{日}$  となる(減少率を考慮せず)。処理能力は脱臭設計により算定すべきではないか。なお、タナカ興業が対策会議に回答した「脱臭設備計算書」では、堆積容量が  $956 \text{ m}^3$  となっており、県の計算方法に従うと  $143 \text{ m}^3/\text{日}$  となる。県が指導した計算方法を理解していないのではないか。